

城山中学校同窓会規約

- 第1条 本会は城山中学校同窓会と称し、事務局を城山中学校におく。
- 第2条 本会は城山中学校の卒業生をもって組織する。
- 第3条 本会は本校に在籍された教職員を推して客員とする。
- 第4条 本会は会員相互の親睦を図り、母校隆盛のため協力することを目的とする。
- 第5条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。
- 1 親睦会
 - 2 レクリエーション事業等
 - 3 母校の後援
 - 4 その他、必要と認める事業（会誌の発行等）
- 第6条 本会に次の役員をおく。
- | | | |
|---|------|-------------|
| 1 | 会長 | 1名 |
| 1 | 副会長 | 2名 |
| 1 | 会計監査 | 2名 |
| 1 | 幹事 | 2名（学校職員を含む） |
| 1 | 評議員 | 各年度に1名～2名 |
- 第7条 本会は現職城山中学校長を顧問とする。
- 第8条 本会は理事会および評議員会をおき、議決機関とする。
- 第9条 理事会および評議員会の構成員は以下のとおりとする。
- ①理事会は、会長、副会長、会計監査、幹事で構成する。
 - ②評議員会は、会長、副会長、会計監査、幹事、評議員で構成する。
- 第10条 会長および副会長は理事会において選出する。
- 第11条 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 第12条 副会長は会長を補佐し、会長の代理をする。
- 第13条 会計監査は会長が委嘱する。
- 第14条 幹事は会長が委嘱し、庶務会計事務を行なう。
- 第15条 評議員は、各年度の生徒会長またはそれに代わる者らを充て、本会の重要事項を審議するとともに各年度単位の事務を処理し本会との連絡に当たる。
- 第16条 会長、副会長、会計監査の任期は3か年とするが、再任を妨げない。ただし、補欠による場合は前任者の残任期間とする。
- 第17条 幹事、評議員の任期は定めない。ただし、定める必要がある場合は、理事会で協議する。
- 第18条 理事会は、年1回以上開催できる。会長が招集する。
- 第19条 評議員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 第20条 総会は理事会または評議員会で開催を決定する。ただし、緊急に必要が生じた場合は会長が開催することができる。
- 第21条 本会の経費は入会金（300円）、寄付金およびその他の収入をもって支出する。
- 第22条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。
- 第23条 （雑則）
この会則に定めのない事項は、その都度理事会または評議員会において協議し、決定する。
- 第24条 （会則の改廃）
本会則は理事会または評議員会の承認を得なければ、改廃することはできない。

附則

- 本規約は平成7年3月15日から実施する。
本規約は平成29年3月10日、一部改正
本規約は令和元年12月18日、一部改正

